令和８年第１回自治推進委員会　会議次第

日時：令和８年１月 14 日（水）
　　　午後２時 15 分
場所：東御市中央公民館　講　堂

市民憲章唱和

１　開　会

２　市長あいさつ

３　市議会議長あいさつ

４　自治推進委員の委嘱

５　出席者紹介

東　御　市　民　憲　章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることに歓びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
1、ともに支えあい、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
1、思いやりの心をもち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

６　会議事項

（1）市の事務組織について

ア 事務組織及び職員配置について　（総務課）１ﾍﾟｰｼﾞ

（2）補助金等について

ア 区の長期事業計画について　（地域づくり支援課）５ﾍﾟｰｼﾞ

イ 長期計画土木事業について　（建設課）６ﾍﾟｰｼﾞ

ウ 市道の除雪作業等について　（建設課）７ﾍﾟｰｼﾞ

エ 区内の防犯灯設置等補助事業について　（生活環境課）９ﾍﾟｰｼﾞ

（3）制度等について

ア 自主防災組織（消防防災班）の役割・取り組みについて　（総務課）11ﾍﾟｰｼﾞ

イ 個別避難計画・避難行動要支援者名簿の運用について　（総務課・福祉課）13ﾍﾟｰｼﾞ

ウ 地域活動備品貸出制度について　（地域づくり支援課）14ﾍﾟｰｼﾞ

エ 地域づくりサポーター制度について　（地域づくり支援課）15ﾍﾟｰｼﾞ

（4）連絡事項等について

ア 令和８年自治推進委員（区長等）へ依頼する業務等の年間予定表　（地域づくり支援課）21ﾍﾟｰｼﾞ

イ 市報等の文書配布について　（企画振興課）22ﾍﾟｰｼﾞ

ウ 令和８年度市政運営説明会及び地域づくり懇談会の開催について（企画振興課・地域づくり支援課）23ﾍﾟｰｼﾞ

エ 消防団員確保のための協力のお願いについて　（消防課）25ﾍﾟｰｼﾞ

オ 令和８年執行予定の選挙について　（選挙管理委員会）26ﾍﾟｰｼﾞ

カ 令和８年度人権学習会開催について　（人権同和政策課）28ﾍﾟｰｼﾞ

キ 地域役員選出における男女共同参画の推進について　（人権同和政策課）30ﾍﾟｰｼﾞ

ク 市内における開発事業について　（生活環境課）31ﾍﾟｰｼﾞ

ケ 地域で取り組む環境保全活動について　（生活環境課）34ﾍﾟｰｼﾞ

コ ２０２６雷電まつり踊り連参加のお願いについて　（商工観光課）35ﾍﾟｰｼﾞ

サ 東御市社会福祉協議会支部長の委嘱について　（社会福祉協議会）別紙

７　質疑・応答

８　その他

９　閉　会

○東御市自治推進委員規則

平成16年4月1日

規則第6号

(設置)

第1条　協働のまちづくりを積極的に推進するため、自治推進委員(以下「委員」という。)を置く。

(任務)

第2条　委員の任務は、次のとおりとする。

(1)　市と住民の連絡及び協調を図ること。

(2)　市が依頼する業務の連絡調整を図ること。

(3)　その他協働のまちづくりを推進するため必要なこと。

(委嘱)

第3条　市長は、区及び自治区の長を委員として委嘱する。

(任期)

第4条　委員の任期は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条　委員の招集は、市長が行う。

(補則)

第6条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

出席者名簿

（敬称略）

地区	区名	委員名
田中	加沢	曽根　光男
	常田	宮嶋　武彦
	田中	○尾崎　秀夫
	県	横尾　和俊
	本海野	松本　義彦
	西海野	本山　正人
	白鳥台	△丸野　尚彦
8	城ノ前	佐藤　久男
滋野	赤岩	○田口　義彦
	片羽	△土屋　一夫
	桜井	真岸　智彦
	大石	別府　潤一
	中屋敷	唐澤　智明
	別府	土屋　芳男
	原口	中沢　利和
	聖	市川　耕司
	乙女平	丸山　正俊
10	王子平	菅原　重雄
祢津	新張	○小池　貞夫
	出場	花岡　昭博
	金井	白井　悦生
	新屋	小林　真一
	東町	小林　常夫
	西宮	宮下　清行
	姫子沢	舩田　寿夫
	湯の丸	△荻原　健二
	滝の沢	斉藤　聖司
	祢津南	玉井　義教
	伊勢原	北澤　繁人
	奈良原	長張　好光
	鞍掛自治区	小川　聖子
14	ﾘｰﾄﾞﾘｰくらかけ	小田中　淳
和	東上田	白石　文生
	田沢	関　恭司
	大川	山川　英治
	栗林	△小山　実
	海善寺	高森　良一
	曽根	竹田　富雄
	東深井	堀　清
	西深井	金井　博明
	西入	関　和友
	東入	小田切　隆治
	日向が丘	田中　正巳
	海善寺北	○増澤　昇
	寺坂	金井　純一
14	睦	清水　明栄子

地区	区名	委員名
北御牧	上八重原	尾山　富男
	田楽平	上田　紀之
	中八重原	△柳澤　行廣
	下八重原	田丸　達也
	芸術むら	藻谷　俊介
	白樺	町田　雅明
	切久保	渡邉　博文
	八反田	土屋　悦喜
	本下之城	小宮山　直樹
	田之尻	井出　茂
	宮	渡邉　教道
	畔田	小林　貴伸
	御牧原南部	小林　敏一
	御牧原北部	岡田　和久
	布下	青木　久明
	常満	下村　晋一
	島川原	渡辺　善成
	大日向	内川　剛
	光ヶ丘	○鳴澤　龍二
	羽毛山	荒川　俊
	牧ヶ原	坂田　朱音
21		

職名	氏名
市議会議長	山崎　康一
同副議長	大塚　博文
同総務産業委員長	田中　信寿
同社会文教委員長	滝澤　栄一
市社会福祉協議会会長	横山　好範
市長	花岡　利夫
副市長	掛川　卓男
教育長	山口　千春
総務部長	井上　祐一
企画振興部長	中村　昌彦
市民生活部長	小松　信子
健康福祉部長	寺田　嘉彦
産業経済部長	小林　幸司
都市整備部長	山邉　修
教育次長（教育部長）	滝澤　嘉紀
議会事務局長	織田　秀雄
市民病院事務長	井出　政之

○地区区長会長　△地区副区長会長

東御市事務組織及び職員配置について（令和８年１月１日現在／係長以上）

【電話番号　６２－１１１１（代表）】　　**(1)－ア**

（※電話番号等の掲載の無い課・係等や担当業務が不明の場合はこちらにおかけください。）

市　長　　花岡　利夫

副市長　　掛川　卓男

部長	課長	係長	〔主な業務〕
総務部長　井上　祐一	秘書課長　西澤　好美	秘書係長　課長兼務	秘書全般
	総務課長　清水　悟 （兼）土地開発公社事務局長 TEL64-5876、FAX63-5431	総務係長　安川　祐介 TEL64-5876、FAX63-5431	人事、給与、議案、情報公開、行政改革、文書管理、法規審査、栄典・表彰、庁舎管理、災害対策本部、
		財政係長　川浦　珠希 TEL64-5901、FAX63-5431	財政計画、予算の編成・管理、地方交付税、市債
		契約財産係長　中田　秀樹 TEL64-5805、FAX63-5431	入札及び契約、物品の購入、車両管理、財産管理、財産区
		防災係長　山浦　翔 TEL62-0119、FAX63-6119	地域防災、国民保護
	消防課長　楢原　美智彦 TEL62-0119、FAX63-6119	消防団係長　防災係長兼務 TEL62-0119、FAX63-6119	消防団運営、消防委員会
		消防施設係長　宮下　正樹 TEL62-0119、FAX63-6119	消防施設、水防
企画振興部長　中村　昌彦	企画振興課長　上野　清司 TEL64-5806、FAX63-5431	企画政策係長　荒井　宗武 TEL64-5806、FAX63-5431	計画行政、地方創生、広聴、土地利用、広域行政、統計調査
		情報推進係長　課長兼務 TEL75-0905、FAX63-5431	電算管理、情報化推進
		移住定住・シティプロモーション係長　曽根川　歌織 TEL64-5893、FAX63-5431	移住定住、空き家バンク、シティプロモーション、結婚支援、ふるさと応援寄付金、市報、ホームページ、メール・SNS配信、防災ラジオ
	文化・スポーツ振興課長　高橋　則幸 TEL71－0670、FAX63-5431	文化振興係長　日向　大季 TEL71－0670、FAX63-5431	文化振興計画、文化施設の指定管理、文化施設運営支援、文化財保護、埋蔵文化財、海野宿伝建、文書館
		スポーツ係長　若林　哲也 TEL75-1455、FAX63-5431	スポーツ振興、体育施設管理・運営、湯の丸高原スポーツ交流施設の管理運営、東御中央公園の管理
		図書館係長　小林　美和 TEL64-5886、FAX62-1118	図書館運営
	地域づくり支援課長　柳橋　智 (兼)青少年センター所長 TEL75-5506、FAX64－5610	地域コミュニティ推進係長　中澤　公哉 TEL75-5506、FAX64－5610	地域づくり支援、自治推進委員、市民活動支援、国際交流、社会教育、公民館事業
		青少年係長　課長兼務 TEL64-5885、FAX64－5610	青少年育成
	国民スポーツ大会推進室長　文化・スポーツ振興課長兼務	国民スポーツ大会推進係長　下條　武志 TEL75-2117、FAX64-5881	国民スポーツ大会
市民生活部長　小松　信子	市民課長　武井　淳一 TEL75-8810、FAX63-6908	市民係長　高野　美奈 TEL75-2007、FAX63-6908	戸籍、住民票、印鑑登録、外国人登録、死亡届、諸証明の交付、総合案内、マイナンバーカード申請・交付
		国保年金係長　上条　由実 TEL75-8810、FAX63-6908	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療
	税務課長　荒井　秀夫 (兼)収納対策センター長 TEL64-5877、FAX63-6908	住民税係長　課長兼務 TEL64-5877、FAX63-6908	市県民税、軽自動車税、諸税、原付等の標識交付・廃車手続
		資産税係長　竹内　秋一 TEL64-5877、FAX63-6908	固定資産税、都市計画税、地籍図閲覧
		収税管理係長　小山　隆史 TEL64-5877、FAX63-6908	市税・介護保険料の収納管理及び滞納処分、納税証明

部	課	係	担当業務
	生活環境課長　岩下　雄司 TEL64-5896、FAX63-6908	生活環境係長　山浦　晃隆 TEL64-5896、FAX63-6908	交通安全、防犯・防犯灯、消費者保護、交通災害共済、狂犬病予防、公害、脱炭素、再生可能エネルギー、環境マネジメントシステム
		クリーンリサイクル係長　渡邉　亮太 TEL／FAX63-6814	ごみの収集、ごみ減量化、リサイクル
	人権同和政策課長　正村　宣広 TEL64-5902、FAX64-5011	人権同和政策係長　池田　恵子 TEL64-5902、FAX64-5011	人権擁護施策の計画・推進、よろず相談、地区学習会
		男女共同参画係長　課長兼務 TEL64-5902、FAX64-5011	男女共同参画社会の推進
健康福祉部長 寺田　嘉彦 (兼)福祉事務所長 (兼)子どもサポートセンター長	子ども家庭支援課長　小林　裕次 (兼)子どもサポートセンター次長	子ども政策係長　大塚　しのぶ TEL71-0450、FAX64-3128	子ども政策、企画調整、子どもサポートセンター管理・運営、児童福祉、障がい児福祉、子ども家庭相談
		子ども家庭支援係長　塩入　卓也 TEL64-5814、FAX64－3128	子ども家庭相談、子育て支援センター管理・運営
東御市福祉事務所	福祉課長　掛川　一郎 (兼)福祉事務所次長 (兼)地域包括支援センター長 TEL64-8888、FAX64-8880	共生社会推進係長　渡邉　恵美子 TEL64-8888、FAX64-8880	民生児童委員、福祉医療、児童手当、児童扶養手当、保護司、障がい者福祉、母子・父子・寡婦、DV相談、市バス運行管理
		生活福祉係長　唐澤　真崇 TEL64-8884、FAX64-8880	生活保護、生活困窮者、ひきこもり支援
		高齢者福祉係長　田中　朋子 TEL75-5090、FAX64-8880	高齢者生活支援、生きがい対策、介護保険、地域包括ケア、介護予防、認知症施策、高齢者権利擁護
	健康推進課長　小宮山　久美 TEL64-8882、FAX64-8880	保健地域医療係長　柳澤　亜紀 TEL64-8882、FAX64-8880	母子保健、感染症予防・対策、精神保健、食育、地域医療、献血・移植医療、保健センター管理
		健康増進係長　笹井　涼子 TEL64-8883、FAX64-8880	健康診査及びがん検診、特定健診及び特定保健指導、健康づくり、保健活動地区組織、歯科口腔保健

東御市民病院　TEL62-0050

市民病院長　岩橋　輝明	みまき温泉診療所 助産所とうみ	【市民病院医療事務部以外の組織 ： 略】	
病院事務長　井出　政之	医療事務部長　大塚　明成 TEL62-1711、FAX62-0400	庶務係長　部長兼務 TEL62-1711、FAX62-0400	文書、職員給与・福利厚生、予算、事業計画、施設管理、その他庶務
		医事係長　部長兼務 TEL62-1711、FAX62-0400	診療報酬等請求・徴収、患者の受付・入退院

部	課	係	主な業務
産業経済部長 小林　幸司	農林課長　重田　雄一 TEL64-0535、FAX64-5881	農政係長　小林　誠司 TEL64-0535、FAX64-5881	農業振興地域整備計画、農業資金、主食用米生産調整、農作物・畜産振興、地域計画、農業経営基盤強化、農地中間管理事業、認定農業者・新規就農者支援
		耕地林務係長　別府　裕 TEL64-5898、FAX64-5881	土地改良事業、農業施設維持管理、林業振興、野生鳥獣保護
		農産物振興係長　大塚　伸夫 TEL75-2016、FAX64-5881	6次産業化・農商工福連携、農産物マーケティング・ブランド化、地産地消
	商工観光課長　山崎　直樹 TEL64－5895、FAX64－5881	商工労政係長　安原　武志 TEL64－5895、FAX64－5881	商工業振興、商工業団体、雇用対策、雷電まつり、公共交通
		観光係長　関　昌徳 TEL64－5895、FAX64－5881	観光振興、公共温泉施設管理、湯の丸・山岳観光、海野宿観光
都市整備部長 山邉　修	建設課長　武井　英朗 TEL64-5892、FAX64-5881	管理係長　神津　貴志 TEL64-5892、FAX64-5881	道路・河川の管理、官民界の立会い、廃道敷処分、地籍調査
		住宅係長　戸堀　一真 TEL64-5882、FAX64-5881	市営住宅管理、景観、屋外広告物、公営住宅建設、建築確認申請、管理不全な空家
		都市計画係長　所　洋一 TEL64-5914、FAX64-5881	都市計画事業（公園、街路、再開発）、緑化推進
		土木係長　久保　敦 TEL64-5917、FAX64-5881	道路・橋りょう・河川の新設、改良、維持補修、土木災害復旧工事
	上下水道課長　中山　尉織 TEL71-9100、FAX62-0233	業務係長　中邨　大輔 TEL71-9100、FAX62-0233	庶務全般、水道会計、下水道会計
		水道係長　小出　哲也 TEL64-5884、FAX62-0233	上水道施設の維持管理、送配水計画管理
		下水道係長　金井　清明 TEL64-5874、FAX62-0233	下水道設計、積算、管理、工事監督、下水道施設管理
	会計管理者　上原　代夫 (兼)会計課長 TEL64-4359、FAX63-6908	出納係長　岩下　美代子 TEL64-4359、FAX63-6908	現金・有価証券の出納・保管、決算

議会

- 議会議長 山崎 康一
  - 議会事務局長 織田 秀雄
    - 議会事務局次長（監査委員事務局次長兼務） TEL64-5810、FAX62-5040
      - 庶務係長（議会事務局次長兼務） TEL64-5810、FAX62-5040 — 議会事務

教育委員会

- 教育長 山口 千春
  - 教育次長 教育部長 滝澤 嘉紀
    - 教育課長 土屋 岳史 TEL64-5879、FAX64-5878
      - 学校教育係長 小林 綾 TEL64-5879、FAX64-5878 — 学校教育全般、教育相談、教育委員会庶務
      - 学校施設係長 (兼)給食センター係長 小宮山 真二 TEL64-5906、FAX64-5878 — 学校施設、学校給食、児童館、児童クラブ
      - 学校人権同和教育係長（人権同和政策係長兼務） TEL64-5902、FAX64-5011 — 学校人権同和教育
    - 保育課長 春原 和美 TEL64-5903、FAX63-2022
      - 保育係長 大塚 伸吾 TEL64-5903、FAX63-2022 — 保育所管理・運営、施設整備事業
      - 田中保育園長 菊地 美和子 TEL62-1602 — 保育全般
      - 滋野保育園長 小林 美香 TEL63-6468 — 保育全般
      - 祢津保育園長 相馬 亜紀 TEL63-6816 — 保育全般
      - 和保育園長 金井 由美子 TEL63-6815 — 保育全般
      - 北御牧保育園長 林 裕子 TEL67-2093 — 保育全般

監査委員

- 代表監査委員 北澤 昌雄
  - 事務局長（議会事務局長兼務）
    - 監査委員事務局次長 柳沢 眞由美 TEL64-5810、FAX62-5040
      - 庶務係長（監査委員事務局次長兼務） TEL64-5810、FAX62-5040 — 監査事務

農業委員会

- 会長 依田 繁二
  - 事務局長（農林課長兼務） TEL64-0535、FAX64-5881
    - 事務局次長（農林課農政係長兼務） TEL64-0535、FAX64-5881 — 農業委員会事務、農業者年金、農地利用最適化活動、地域計画の推進、農地パトロール

公平委員会

- 委員長 中堀 雅夫
  - 事務局長（議会事務局長兼務）
    - 書記（議会事務局兼務） TEL64-5810、FAX62-5040 — 公平委員会事務

選挙管理委員会

- 委員長 押金 光輝
  - 書記長（総務課長兼務） TEL64-5809、FAX63-5431
    - 書記次長（総務課総務係長兼務） TEL64-5809、FAX63-5431 — 選挙執行・管理

固定資産評価審査委員会

- 委員長 小山 佐登志
  - 事務局（税務課） TEL64-5877、FAX63-6908 — 固定資産評価審査委員会事務

土地開発公社

- 事務局長（総務課長兼務） TEL64-5805、FAX63-5431
  - 事務局次長（総務課契約財産係長兼務） TEL64-5805、FAX63-5431 — 土地の取得

派遣等

- 副参事 上田地域広域連合派遣 渋谷 隆志
  - 上田地域広域連合派遣 主幹 纓沢 幸子

(2)－ア

区の長期事業計画について

1　区の長期事業計画とは

区内の社会的生活基盤の整備を進めるため、今後の３年間において、補助金を受けて区が実施したいと考えている事業や、市に実施要望をする事業をまとめた計画です。

2　計画書の作成

昨年、区が作成し市に提出した事業計画書（前区長に写しを交付）をもとに、進捗状況の点検、見直し（ローリング作業）を行い、新たに 2027 年度（令和９年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの事業計画を作成し提出していただきます。

3　スケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
2026(R8)事業	内示	事業実施 →											
2027～2029 (R9～R11) 事業計画	計画作成依頼	計画書提出	市ヒアリング	市現地調査 →					市予算化 →				内示

※毎年繰り返して事務を行います。

4　対象となる事業

計画の対象となる事業は、概ね下表のとおりです。
補助金の率や地元負担の有無の詳細を記した手引きは、４月に送付します。

区　分		事　業　の　内　容
土木工事	農林	農道の改良、農道の舗装の修繕
		農業用施設整備（用排水路・ため池・頭首工・畑かん）
		農地防災、小規模土地改良（ほ場整備・暗渠排水）
	建設	市道の改良、県道整備
		道路側溝・排水路の改修、河川整備
		カーブミラー、ガードレール整備
そ の 他	教育	公民館の増改築・耐震工事、公民館敷地の舗装等
		青少年広場整備、文化財の保護
	消防	車庫・詰所の増改築
		消火栓新設、防火水槽整備
	生活	防犯灯整備、ごみ収集場所設置（改修含む）
	他	隣接する区や、地区に関すること

5　問い合わせ

地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係（中央公民館２階）　電話：75-5506

長期計画土木事業について

1　事業の目的

安全性、機能性、また利便性などを損なっている公共土木施設を整備し、安全・安心な暮らしやすいまちづくりをしていくことを目的とします。

2　対象事業・内容

名　称	内　容
道路改良及び維持修繕事業	・市道認定路線を 4m 以上にする工事、待避所の設置 ・市道認定路線の舗装修繕
河川及び水路改修事業	・河川及び排水路の改修・整備（用水路は除く） ・道路側溝の改修
交通安全事業	カーブミラー、ガードレール、区画線、グリーンベルトの設置・修繕

3　実施手順

項目・実施時期	内　容
①　ヒアリング 6 月	事業計画書を基にご要望をお聞きします。ヒアリングまでに事業計画書の作成をお願いします。なお、ご要望箇所については**必要最小限**でお願いします。
②　現地立会い 10～11 月頃	上位要望箇所にて現地立会いをお願いします。要望の詳細および、現地状況を確認させていただきます。
③ 工事箇所内示 翌年度 4 月	工事の実施が決定した区に実施箇所をご連絡します。
④ 工事 翌年度5～3月	年度内に工事が完了するよう順次発注していきます。工事は市が発注します。用地など区内の調整をお願いします。

4　特記事項

- 当該年度における工事費は、1 箇所につき 300 万円以内となります。区の工事費負担はございません。
- 現地立会いでは、優先順位の高い箇所を各区 1、2 箇所を確認させていただきます。
- 例年、数多くの事業を要望していただいていますが、全てのご要望にお答えできないことから、土木事業については再度精査していただき、優先順位の高い箇所のみ必要最小限とさせていただきますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- 用地買収が必要となる事業は、**予め地権者に用地の提供**（ご協力及び相続等の処理）が可能か確認をお願いいたします。事業計画書には用地の了解が得られた箇所を記載してください。
- 土地の買収単価や物件補償額につきましては、市の基準により算定いたします。

5　問い合わせ

建設課 土木係（市役所別館３階）　電話：64-5917

(2)－ウ

市道の除雪作業等について

1　除雪について

（１）市が行う除雪

概ね積雪８cm 以上で対応し、通勤、通学、バス運行の時間帯までにできる限り作業を完了し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路の除雪　→　市内業者等により実施

（２）区が行う除雪

概ね積雪 10cm 以上で対応し、区が選定した生活に密着した集落内道路（生活道路）の安全を確保するものです。

生活道路の除雪　→　区が契約した業者（個人を含む）等により実施

「東御市生活道路除雪事業補助金」について

区は業者と、生活道路の除雪委託契約を結び、市はその除雪費用に対し補助を行っています。

補助額 ＝ 区が除雪作業に要した委託費用（実績額）の１/２以内

今年度申請されている区へは、補助金請求の際に提出していただく書類（実績報告書等）を区長あて２～３月頃に送付しますので、令和７年度実績の整理をお願いします。補助金の支払いは令和８年５月頃を予定しています。

2　融雪剤散布について

（１）市が行う融雪剤散布

気象状況、路面状況等から、路面凍結の発生が予想される場合に対応し、道路利用者の交通確保に努めます。

市内の幹線道路　→　市内業者等により実施

（２）区が行う融雪剤散布

集落内道路（凍りやすい箇所）　→　区が実施

１回あたり５袋（1 袋 25kg）を限度として融雪剤を配布します。なお、気象条件などにより、配布袋数やその頻度を調整させていただくことがあります。

●融雪剤配布手順

配布場所：　東御市役所別館および北御牧庁舎

連絡先　：　建設課管理係　電話：６４－５８９２

北御牧庁舎　　電話：６７－１０１０

・自治推進委員(区長)は、ご希望する配布場所の連絡先へ必要数と希望日時を連絡し、直接取りにお越しください。当日は職員がご案内しますので窓口でお声掛けください。取りに来て頂く方は自治推進委員（区長）でなくても構いません。

・休日の配布は東御市役所本館宿直窓口で対応します。ご一報の上、市役所西口へお越しください。（電話：６２－１１１１）

３　砂ポストの活用について

道路勾配が急で凍結の恐れがある箇所には、市道脇に「砂ポスト」が各所設置してありますのでご活用ください。

４　小型除雪機・除雪板等の購入補助制度について

市では、区の小型除雪機等の購入に対し補助制度を設けています。
（「東御市小型除雪機等購入補助金交付要綱」参照）
希望のある区は早めに連絡をお願いします。

（１）小型除雪機の購入補助　　→　購入費の１/２（限度額 15 万円）
（自走式のロータリー等）
（２）除雪板等の購入補助　　→　購入費の１/２（限度額 15 万円）
（トラクター、軽トラック前面に装着する除雪板等）
（３）小型除雪機等の修繕補助　→　修繕費の１/２（限度額 ５万円）

５　アスファルト合材の配布について

市では、道路パトロールや、市民の皆様に寄せていただく情報により、市道の傷みや破損箇所をアスファルト合材にて補修対応しています。

また、道路の補修に関しご協力いただける区へ合材を配布しています。１回あたり３袋（１袋 30kg）を目安として合材を配布していますので、建設課管理係までお問い合わせください。

６　問い合わせ

建設課 管理係（市役所別館３階）　電話：64-5892

(2)－エ

区内の防犯灯設置等補助事業について

１　防犯灯の管理区分

（１）区分

・区内（集落内）防犯灯→区　・集落間の防犯灯→市

（２）管理内容

①点検等の日常管理、電気料金及び修繕・新設等の費用負担をお願いします。
（下記のとおり防犯灯設置事業補助金を活用できます。）
②区内における防犯灯の新設、更新等は長期事業計画に必ずあげてください。

２　防犯灯設置事業補助金について

（１）補助金の対象となるもの（事業費が 10,000 円以上のものに限ります。）

① 内示となった区の長期事業計画ヒアリングに基づく事業要望箇所。
（原則として新設の場合は付近 50m 以内に他の防犯灯が無いこと。）
② 緊急的に設置や修繕が必要であると認められるもの。

（２）補助率

補助対象		補助率	補助限度額	
LED 防犯灯	(1) 新設、移転、修繕、照明器具の撤去、蛍光灯等から LED 灯への更新	1/2	1 基につき	15,000 円
	(2) (1)に防犯灯柱の工事を伴うもの（新設、移設、修繕）			50,000 円
防犯灯柱の撤去（照明器具が設置されている柱を含む）				25,000 円

（３）補助金の申請から交付までの流れ

①施工業者選定・見積依頼

複数基の修繕等を行う場合、１基ごとの金額がわかる見積書をご用意ください。

②補助金等交付申請書の提出（工事前）

【添付書類】見積書、設置位置図（住宅地図、略図）、防犯灯の製品カタログ等
→市で書類の受付・審査後、補助金等交付決定通知を送付します。

③発注・着工（補助交付決定後）

※事前着工の場合は補助対象外となります。

④実績報告書の提出（工事完了後）

【添付書類】領収書（写し）、設置前後の写真

→市で書類の受付・審査後、補助金等確定通知を送付します。

⑤補助金等交付請求書の提出

→確定した補助金額をお支払いします。

（４）その他

・長期事業計画以外の緊急性のある防犯灯修繕等については、担当課へ事前にご相談ください。

・球切れ等不具合のある区内防犯灯は、お早めの修繕をお願いします。

・定期的に区内防犯灯柱の腐食等の不具合を確認し、倒壊等の事故が起きないようお願いします。

・集落間防犯灯（市管理）で不具合等のある場合は担当課へご連絡ください。

３　問い合わせ

生活環境課 生活環境係（市役所本館１階）　電話：64-5896

(3)－ア

自主防災組織（消防防災班）の役割・取り組みについて

1　自主防災組織について（配布資料：自主防災組織【各区消防防災班】活動マニュアル参照）

① 自主防災組織とは　（マニュアル：１ページ）

自主防災組織とは、災害等が発生したときに地域で自主的に防災活動を行う組織のことです。本市では、各区単位で「消防防災班」を組織しています。

② 自主防災組織の役割　（マニュアル：２ページ）

地域内の安全点検や訓練の実施、災害時には避難所運営や市からの緊急情報（避難指示等）の周知など、重要な役割を担っていただきます。

③ 性別等に配慮した避難所運営　（マニュアル：３ページ）

④ 各種訓練の実施　（マニュアル：５～７ページ）

様々な災害に対応するための各種訓練に取り組んでください。

例　・情報収集・伝達訓練

地域内の被災状況、住民の避難状況など、正確かつ迅速な情報収集や防災関係機関の指示などを地域内住民に伝達など、確認を行う。

・ハザードマップの確認

ハザードマップの読み合わせを行い、区内の危険個所の確認を行う。

※区長、副区長、会計の３役に個別配布していますので、前任から引継ぎを受けてください。紛失した場合は新しいものをお渡ししますので、事務局までご連絡ください。

⑤ 要配慮者への支援　（マニュアル：７～８ページ）

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に弱い立場に置かれる要配慮者の皆さんを支援する体制にご協力ください。

⑥ 消防団との連携　（マニュアル：９ページ）

消防団と連携し、防災訓練をはじめ地域防災力の向上に取り組んでください。

⑦ 災害情報の収集・伝達・共有　（マニュアル：9～11 ページ）

災害に関する各種情報については､防災ラジオやスマートフォン等で受信できます。有事の際、適切な行動が取れるよう、情報収集手段をご確認ください。

2　令和８年度 市防災訓練について

８月３０日（日）の予定ですのでご協力をお願いします。

3　災害時の連絡手段の整備について【前区長からの引継事項】

災害時緊急時における行政情報等の連絡手段として、スマートフォンまたは携帯電話のメールから、１月９日（金）までに送信をお願いします。

なお、報告いただいたアドレス宛に、後日試験メールを送信しますので、対応をお願いします。

4　地域防災マップ作成の取り組み（令和９年度で終了予定）

ハザードマップのデータを使い、災害や危険個所等を入れた区独自の防災マップを作成できます（県事業）。作成の希望がある区は、事務局までご相談ください。

【作成実績：本海野区・西海野区・白鳥台区・大日向区・島川原区】

5　問い合わせ

総務課 防災係（東御消防署内）　電話：62-1111（内線 1196）

(3)－イ

個別避難計画･避難行動要支援者名簿の運用について

台風の接近などにより災害のおそれがある場合、要配慮者（高齢者や障がい者等で、自力での避難が困難で援助を必要とする方）にとって区の皆さんは心強い存在です。

市では、要配慮者が災害時に安全・迅速に避難できるよう、自ら避難することが特に困難な方を対象に、「個別避難計画」「避難行動要支援者名簿」の作成を進めています。

令和８年度においても引き続き、個別避難計画とそれをもとにした避難行動要支援者名簿の整備を推進しますので、災害発生時に備え、個別避難計画等の作成・更新について、ご協力をお願いします。

１　個別避難計画とは

避難行動要支援者それぞれの避難方法などを個別にまとめたものです。現在の身体の状態や、避難時の困りごと、避難先、避難する際に支援してくれる人、緊急連絡先などを記載します。

原本は市で保管し、これを作成者本人や関係する福祉専門職、警察機関等と共有して災害時の迅速な避難に繋げます。

対象者：専門職が把握している要介護認定者、障害者手帳所持者のうち希望者

２　避難行動要支援者名簿（〇〇区避難行動みまもり台帳）とは

個別避難計画作成者のうち、避難所等への移動に際して地域の方の手助けや送迎が必要な方をリスト化したものです。

市が保管・管理し、避難所開設時には指定避難所へ設置して安否確認や本人の状況把握のために活用するとともに、各区へ配布を行い、平常時より防災訓練等において必要な方たちで共有して、災害時の安否確認や避難支援に活用します（個人情報が掲載されているため保管時の取り扱いにご注意ください）。

※市では、従前から「災害時支えあい台帳」の作成および更新を推進してきたところですが、災害時の地域での避難支援については今後この「〇〇区避難行動みまもり台帳」に一本化します。

３　今後の予定

４月：各地区区長会にて個別避難計画の新規作成・更新に伴う地域支援者の選出を依頼
６月中：上記作業の〆切
８月：最新の避難行動要支援者名簿を区へ配布
９月：防災訓練等において区内で名簿掲載者を共有

４　問い合わせ

(1) 個別避難計画に関すること
福祉課 共生社会推進係（総合福祉センター１階）　電話：64-8888

(2) 防災訓練等防災全般に関すること
総務課 防災係（東御消防署内）　電話：62-1111（内線 1196）

地域活動備品貸出制度について

1　備品貸出制度

市では、区または公共的活動を行う団体等が、地域の活性化に資する活動や、道路・河川の清掃、草刈り作業、不法投棄物処理等の作業を行うにあたり、トラックや備品の貸出しを行っています。

2　貸出備品

備品項目	貸出数量	使用内容
軽トラック	1	作業全般
軽トラックダンプ式（建設課）	1	作業全般
刈払機	7	草刈作業
チエンソー	2	支障木伐採処理
脚立	2	支障木伐採処理
高枝切機（エンジン式）	1	支障木伐採処理
高枝バサミ	2	支障木伐採処理
小型一輪車	5	土木・グランド整備作業
土木用鉄レイキ	5	土木・グランド整備作業
エンジンポンプ	1	花壇等散水
小型管理機	1	花壇等管理
プロジェクター	1	地域づくり活動
スクリーン	1	地域づくり活動
ポータブルアンプ	1	地域づくり活動

※機械類等の燃料は使用団体の負担になります。

3　貸出対象者

市内において公共的活動を行う区・自治区及び公益法人またはこれに準ずる団体です。

4　申込方法

貸出しを受けようとする日の１ヶ月前から７日前までに、所定の申請書類を提出してください。※公用車貸出の場合は運転免許証のコピーが必要です。車両はマニュアル車のため、安全に運転できる方を運転者としてください。

5　問い合わせ

地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係（中央公民館２階）　電話：75-5506

(3)－エ

地域づくりサポーター制度について

1　地域づくりサポーター制度

市では、地区・区が行う地域づくり活動を支援し、地域の活性化及び協働のまちづくりを進めるため、市職員を地区・区支援担当者（サポーター）として任命しています。

2　サポーターによる支援

サポーターは、次の事項を支援します。

① 市と地区・区の連絡、調整
② 地区・区の問題、課題の解決策の検討
③ 地区・区が行う地域づくり活動の企画、実践

【支援事例】

・市の補助金等の制度に対する情報提供、担当窓口との連絡調整
（申請書の作成や具体的な調整事務を行うものではありません。）
・各種事業に関する予算措置状況についての担当課との連絡調整
・自治活動、地域づくり活動への助言と情報提供
・区の長期事業計画の検討会等への参加
（ただし、区の会計や庶務など、区役員の事務を手伝うものではありません。）

3　活用方法

(1) サポーターの支援を必要とする場合は、地域づくり支援課または担当サポーターに依頼内容を伝えてください。
(2) サポーターは、依頼内容に応じて、コミュニティ活動に対する情報提供や担当窓口との調整等の支援をします。

4　サポーター名簿

次ページ以降の地域づくりサポーター名簿をご覧ください。

5　問い合わせ

地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係（中央公民館２階）　電話：75-5506

令和7年度地域づくりサポーター 名簿(田中地区)

任期：令和７年4月15日～令和８年3月31日

地区サポーター

役　　職	氏　　名	所属課	所属係
地区リーダー	柳橋　智	地域づくり支援課	
地区サポーター	西澤　好美	秘書課	
地区サポーター	正村　宣広	人権同和政策課	

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区　名	氏　　名	所属課	所属係
加　沢	山崎　直樹	商工観光課	
常　田	塩入　卓也	子ども家庭支援課	子ども家庭支援係
田　中	池田　恵子	人権同和政策課	人権同和政策係
県	尾崎　悟史	福祉課	高齢者福祉係
本海野	早川　陽児	商工観光課	観光係
西海野	重田　雄一	農林課	
白鳥台	三井　智貴	建設課	住宅係
城ノ前	鯱名　星児	建設課	管理係

※「区サポーター」は、区ごとに原則１名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和7年度地域づくりサポーター　名簿（滋野地区）

任期：令和７年4月15日～令和８年3月31日

地区サポーター

役　　職	氏　　名	所属課	所属係
地区リーダー	下條　武志	国民スポーツ大会推進室	国民スポーツ大会推進係
地区サポーター	岩下　美代子	会計課	出納係
地区サポーター	土屋　佐知子	子ども家庭支援課	子ども政策係
地区サポーター	中澤　公哉	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区　名	氏　　名	所属課	所属係
赤　　岩	佐藤　一弥	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
片　　羽	廣瀬　優	建設課	土木係
桜　　井	櫻井　皓太	上下水道課	下水道係
大　　石	長岡　宏樹	総務課	総務係
中 屋 敷	唐澤　真崇	福祉課	生活福祉係
別　　府	小川原　徹	総務課	総務係
原　　口	小川原　いずみ	農林課	農産物振興係
聖	水間　源	市民課	市民係
乙 女 平	佐藤　和歩	商工観光課	商工労政係
王 子 平	山田　敬昌	農林課	耕地林務係

※「区サポーター」は、区ごとに原則１名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和7年度地域づくりサポーター 名簿(祢津地区)

任期：令和７年4月15日～令和８年3月31日

地区サポーター

役　職	氏　名	所属課	所属係
地区リーダー	小林　裕次	子ども家庭支援課	
地区サポーター	関　昌徳	商工観光課	観光係
地区サポーター	小林　誠司	農業委員会事務局	

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区　名	氏　名	所属課	所属係
新　張	神津　貴志	建設課	管理係
出　場	笠井　昌鷹	健康推進課	保健地域医療係
金　井	藤川　昌宏	農林課	耕地林務係
新　屋	白石　隆宏	総務課	契約財産係
東　町	上原　渉	税務課	住民税係
西　宮	戸堀　一真	建設課	住宅係
姫 子 沢	土屋　智則	農林課	耕地林務係
湯 の 丸	徳武　夏希	商工観光課	観光係
滝 の 沢	藤澤　亜希	総務課	契約財産係
祢 津 南	春原　萌奈	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
伊 勢 原	村山　希	福祉課	共生社会推進係
奈 良 原	花岡　崚哉	農林課	農産物振興係
鞍掛自治区	相場　みゆき	文化・スポーツ振興課	図書館係
ﾘｰﾄﾞﾘｰくらかけ	荒井　克弥	税務課	住民税係

※「区サポーター」は、区ごとに原則１名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和7年度地域づくりサポーター　名簿（和地区）

任期：令和７年4月15日～令和８年3月31日

地区サポーター

役　　職	氏　　名	所属課	所属係
地区リーダー	荒井　秀夫	税務課	
地区サポーター	上原　代夫	会計課	
地区サポーター	小宮山　久美	健康推進課	
地区サポーター	上野　清司	企画振興課	

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区　名	氏　　名	所属課	所属係
東 上 田	大塚　しのぶ	子ども家庭支援課	子ども政策係
田　　沢	山崎　柚紀	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
大　　川	土屋　素樹	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
栗　　林	若林　奈々	文化・スポーツ振興課	スポーツ係
海 善 寺	上野　堅弥	秘書課	秘書係
曽　　根	松井　優歩	市民課	国保年金係
東 深 井	所　洋一	建設課	都市計画係
西 深 井	横山　弘樹	福祉課	生活福祉係
西　　入	竹花　文利	企画振興課	移住定住・ｼﾃｨﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ係
東　　入	山浦　裕真	企画振興課	情報推進係
日向が丘	中村　太基	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
海善寺北	清水　悟	総務課	
寺　　坂	大塚　伸吾	保育課	保育係
睦	本田　浩樹	建設課	住宅係

※「区サポーター」は、区ごとに原則１名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

令和7年度地域づくりサポーター 名簿(北御牧地区)

任期：令和７年4月15日～令和８年3月31日

地区サポーター

役　　職	氏　　名	所属課	所属係
地区リーダー	大塚　明成	市民病院	
地区サポーター	掛川　一郎	福祉課	
地区サポーター	大塚　伸夫	農林課	農産物振興係

※「地区サポーター」は、市職員も地域の担い手であるという意識の向上を図るため、地域づくり協議会の活動（夏祭り、運動会、文化祭、懇談会、広報など）を支援するとともに、職員の活動参加を促進する。

区サポーター

区　名	氏　　名	所属課	所属係
上八重原	岩下　雄司	生活環境課	
田 楽 平	安原　武志	商工観光課	商工労政係
中八重原	増田　賢一郎	税務課	資産税係
下八重原	荒井　宗武	企画振興課	企画政策係
芸術むら	笹井　政孝	総務課	総務係
白　　樺	樋村　信祐	生活環境課	生活環境係
切 久 保	土屋　素樹	地域づくり支援課	地域コミュニティ推進係
八 反 田	渡邉　広征	建設課	管理係
本下之城	田中　洋城	生活環境課	生活環境係
田 之 尻	井出　拓歩	上下水道課	業務係
宮	渡邉　恵美子	福祉課	共生社会推進係
畔　　田	小松　祐基	文化・スポーツ振興課	とうみ湯の丸高原スポーツコミッション
御牧原南部	栁沢　駿太	福祉課	生活福祉係
御牧原北部	武井　淳一	市民課	
布　　下	廣田　潤一	税務課	収税管理係
常　　満	小山　博志	人権同和政策課	人権同和政策係
島 川 原	小山　隆史	税務課	収納管理係
大 日 向	小宮山　勇偉	子ども家庭支援課	子ども家庭支援係
光 ヶ 丘	小宮山　旺弥	商工観光課	観光係
羽 毛 山	山浦　翔	総務課	防災係
牧 ヶ 原	井出　貴博	商工観光課	商工労政係

※「区サポーター」は、区ごとに原則１名とし、区と市とのパイプ役として、連絡、相談、調整を担う。

(4)－ア

令和8年自治推進委員(区長等)へ依頼する業務等の年間予定表

1　年間予定表

　この年間予定表は、自治推進委員のみなさん(区長会長及び区長)に依頼する主な業務等をお示しし、予めご承知をお願いするためのものです。

時期	業務内容	内容	区長会長	区長	担当課
毎月	配布物の依頼	配布		●	企画振興課
1月	「自治推進委員会」への出席	出席	●	●	地域づくり支援課
	「消防防災班」の編成及び活動計画の提出依頼	提出		●	総務課
	「福祉運営委員」の選出	推薦		●	社会福祉協議会
	「防犯指導員」「環境推進委員」の推薦	推薦		●	生活環境課
	「健康づくり推進員」の選出	推薦		●	健康推進課
2月	公園等遊具の日常点検講習会	出席		関係区	建設課
4月	「区長期計画」の策定と取りまとめ	取りまとめ		●	地域づくり支援課
	信州やまなみ国スポ東御市実行委員会（4月下旬予定）	出席	●		国民スポーツ大会推進室
5月	消防防災班交付金申請書・請求書の提出	提出		●	総務課
	「雷電まつり」参加可否、参加者の取りまとめ	取りまとめ		●	商工観光課
	「市政運営説明会」への出席	集会	●	●	企画振興課
6月	人権学習会	出席		和地区	人権同和政策課
	「区長期計画ヒアリング」への出席	出席		●	地域づくり支援課
	「まちをきれいにする月間」に伴う活動の実施	実施		●	生活環境課
	個別避難計画の新規作成・更新	提出		該当区	福祉課
7月	「社協会費」の取りまとめ	取りまとめ		●	社会福祉協議会
	「地域づくり懇談会」の議題の取りまとめ	取りまとめ	●	●	地域づくり支援課
	人権学習会	出席		北御牧地区（一部）	人権同和政策課
8月	「雷電まつり」への参加	参加		参加区	商工観光課
	「市防災訓練」への参加（8/30予定）	参加		●	総務課
10月	人権学習会	出席		滋野地区	人権同和政策課
	「地域づくり懇談会」への出席	出席	●	●	地域づくり支援課
	「赤い羽根共同募金」の取りまとめ	取りまとめ		●	社会福祉協議会
11月	「自治推進委員会」への出席	出席		●	地域づくり支援課
12月	消防防災班交付金実績報告書の提出	提出		●	総務課
選挙時	「投票管理者・同職務代理者・立会人」の推薦	推薦		●	選挙管理委員会
随時	区境の調整業務	立ち合い等		●	地域づくり支援課
	工事等に伴う説明会,用地交渉及び現場立ち会い	連絡調整		●	建設課
	消火栓・貯水槽工事、警鐘楼修繕等の立会、連絡調整	連絡調整		該当区	消防課
	条例に基づく開発事業届出に対する事業計画確認及び同意	連絡調整		該当区	生活環境課

2　問い合わせ

　地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係（中央公民館２階）　電話：75-5506

(4)−イ

市報等の配布について

平素より、市報等の配布に関しましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

市では、市報をはじめとする公的機関等の配布物を通じて、防災・安全、健康・福祉、市の事業など、市民生活に関わる情報を地域の皆さまへお届けしております。

これらの配布は、地域のネットワークを生かし、地域の皆さまにご協力をいただきながら実施しております。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

１　配布物の種類等

(1) 全戸配布：市報とうみ、東御市議会だより、うえだ広域、社協報　等

(2) 回覧物：雷電の里だより、くらしまる得情報、各種イベントの案内　等

２　令和８年の配達予定日

(1) 下記の日程で市報等配布担当者（区長/支区長等）様宅へ配達します。

２月号	１／30（金）	８月号	７／31（金）
３月号	２／27（金）	９月号	９／１（火）
４月号	４／１（水）	10月号	10／１（木）
５月号	５／１（金）	11月号	10／30（金）
６月号	６／１（月）	12月号	12／１（火）
７月号	７／１（水）	１月号	12／18（金）

(2) 上記とは別に、３月上旬に東御市民カレンダーを配布します。

３　市報等受領専用箱（青色）の設置

この専用箱は、市報等配布担当者様へ市からお貸ししているものです。配布物は専用箱の中に配達しますので、玄関先など分かりやすく雨の当たらない場所に設置してください。

なお、役員様が交代される際には、後任の方へ箱を引き継いでいただきますようお願いします。前任者様から専用箱が引き継がれなかった場合など箱がない場合には、下のお問い合わせ先までご連絡ください。

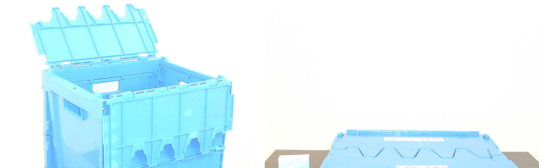

市報とうみ等受領専用箱

４　配布部数の変更が生じた場合

下のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。

５　お問い合わせ先

企画振興課 移住定住・シティプロモーション係（市役所本館２階）　電話：64-5893

(4)－ウ

令和８年度市政運営説明会及び地域づくり懇談会の開催について

１　市政運営説明会

(1) 目的

市民の皆さんに東御市の市政方針やまちづくりの指針である第３次東御市総合計画前期基本計画に紐づく各種取組について理解を深めていただくことで、市政への積極的な参加による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(2) 主催

東御市

(3) 開催日時及び会場（予定）

５月中旬　午後６時 30 分～７時 30 分　市内５地区公民館・コミュニティーセンター

(4) 参加者（予定）

地区：区長、地域づくり協議会役員、地区在住市議会議員、一般市民

市　：市長、副市長、教育長、部長、関係課長、地域づくりサポーター

(5) 説明会の流れ（予定）

時間	項目	内容
18:30	開会	出席者紹介・市長あいさつ等
18:45	市政方針について	市政方針・重点事業等について説明を行います。 重点事業等（説明ビデオ上映）
19:20	その他	
19:30	閉会	

２　地域づくり懇談会

(1) 目的

地域づくり組織と市が、地域の課題や要望を共有するとともに、その解決に向けた意見を出し合い、情報交換を行うため開催する。

(2) 主催

東御市・地域づくり協議会・区長会

(3) 開催日時及び会場（予定）

10 月中下旬　時間未定　市内５地区公民館・コミュニティーセンター

※日時については、３者協議のうえ決定します

(4) 参加者（予定）

地区：区長、地域づくり協議会、地区在住市議会議員、一般市民

市　：関係部職員、地域づくりサポーター

(5) 懇談会の流れ（予定）

項目	内容
開会	概要説明等
懇談	・グループごとテーマに沿った懇談 ・懇談結果の共有
閉会	

３　問い合わせ

企画振興課 企画政策係（市役所本館２階）　電話：64-5806

地域づくり支援課 地域コミュニティ推進係（中央公民館２階）　電話：75-5506

(4)－エ

消防団員確保のための協力のお願いについて

１　背景

近年、地域社会を取り巻く環境変化や人口構造の変動に伴い、消防団員の確保が年々困難となっております。災害の激甚化・頻発化が進む中、地域の安全・安心を守るためにも、消防団員の安定的な確保は極めて重要であり、市としましても早急に取り組むべき課題と考えております。

２　ご協力いただきたい事項

地域防災の要となる消防団員が不足することは、地域防災力の低下に直結します。地域全体の課題として捉えていただき、団員の確保に対しまして、ご理解ご協力をお願いいたします。

消防団の各分団、各部では、工夫を凝らし勧誘活動等を行っています。区におかれましても、下記のような活動にご協力をお願いいたします。

(1)募集案内の周知

消防団員募集の案内チラシ等の周知について依頼がありましたら、区内広報（回覧板等）により、周知をお願いいたします。

(2)消防団員確保のための情報提供

消防団員確保のための区独自の取り組みや今後のご提案など、各分団、各部に対しまして情報提供をお願いいたします。

３　その他

消防団では、消火活動、火災予防、災害対応だけでなく、区で実施するイベントなど地域の行事に積極的に参加しており、防災訓練は、地域一体となる訓練として消防団も協力して実施します。

災害時にも速やかに連携がとれるよう、平時から連絡を取り合うなど、顔が見える関係づくりにご協力をお願いいたします。

４　問い合わせ

消防課 消防団係（東御消防署内）　電話：62-1111（内線 1196）

令和８年執行予定の選挙について

令和８年は、次のとおり選挙執行が予定されていますので、ご多用のところ恐れ入りますが、選挙執行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

１　令和８年執行予定の選挙

選挙名	任期満了	告示日	投票日	期日前投票期間
長野県知事選挙	令和８年 ８月31日	未定	未定	投票日前 16日間

※　立候補者が選挙すべき人数を超えない場合は、無投票となります。

※　衆議院が解散した場合は、解散の日から40日以内に衆議院議員総選挙が執行されます。

２　依頼事項

次の事項を、文書等により依頼させていただきます。

(1) 投票管理者等の推薦について

投票の管理・立会を行う方の推薦をお願いします（27投票所）。

・投票管理者…各投票所に１名

・投票管理者職務代理者…各投票所に１名

・投票立会人…投票所の選挙人数により１～４名程度

※　区からの事務従事時間軽減の要望を踏まえ、投票管理者等を半日交代で行うことも可能です。

※　複数の区で一つの投票所を設けている場合は、該当区で調整をお願いするようになります。

(2) 公民館の借用について

公民館を投票所として使わせていただいている区については、投票前日と当日の借用をお願いします。

３　その他

(1) 当日投票所の終了時間の繰上げについて

今後実施の選挙から、現在繰り上げている３カ所（湯の丸・奈良原、姫子沢・東上田（姫子沢）、西入・東入）を除き、当日投票所の 24 か所について投票終了時間を１時間繰上げ、次のとおりとします。

変更前　午後８時まで　⇒　**変更後　午後７時まで**

※　期日前投票所における投票時間は変わりません。

※　現在、午後６時に繰上げている３か所の投票所の投票時間も変更ありません。

変更理由

ア　当日投票所において、長時間にわたる投票管理者・投票立会人の従事時間を減少し、負担軽減を図るため。

イ　期日前投票が定着し、その割合も50%前後となってきており、当日投票者数が減少していることと直近選挙における午後７時以降の投票者実績も少ないため。

ウ　令和７年７月参院選時に、午後７時以降に投票へ来た方のアンケートの結果により、投票終了時刻を早めても期日前投票又は時間内に投票へ行くとの回答割合が高く、有権者の投票行動に影響がないと考えられるため。

⑵　第７投票所（旧滋野児童館）の変更に伴う投票所割振の変更について

旧滋野児童館の使用貸借に伴い、中屋敷区、桜井区及び大石区の投票所について、次回の選挙から次のように変更となりますので、ご承知おきください。

（変更前）

投票所	区名
６　滋野ｺﾐｭﾆﾃｨ	赤岩 片羽 **中屋敷**
７　滋野児童館	**桜井** **大石**

→

（変更後）

投票所	区名
６　滋野ｺﾐｭﾆﾃｨ	赤岩 片羽 **桜井**
７　**滋野保育園**	**中屋敷** **大石**

４　問い合わせ

東御市選挙管理委員会事務局（市役所本館２階・総務課内）電話：64-5809

令和８年度　人権学習会開催について

市では、全ての人が尊重されるまちを目指し、地域での人権同和教育の推進をしていくために人権学習会を開催しています。

様々な人権問題に一人ひとりが関心を持ち、正しい理解とより深い認識を持っていただくことが偏見や差別をなくすことにつながります。

より多くの区民の皆さんに人権に関する学習の機会を持っていただくため、下記のとおり計画いたしました。

１　開催日と開催地区（予定）　「開催時間：19:00 ～ 20:30」

学習会は、２年に一度各区で開催しています。令和８年度は、滋野地区、和地区、北御牧地区（畔田区～牧ヶ原区）の開催を予定しています。(令和７年度は、田中地区、祢津地区、北御牧地区(上八重原区～宮区)で開催しました。)

開催日については、改めてお知らせします。

【６月】和地区

開　催　区	会　場
東上田、田沢、大川、栗林、海善寺、曽根、東深井、西深井、西入、東入、日向が丘、海善寺北、寺坂、睦	各区公民館

【７月】北御牧地区

開　催　区	会　場
畔田、御牧原南部、御牧原北部、布下、常満、島川原、大日向、光ヶ丘、羽毛山、牧ヶ原	各区公民館

【10月】滋野地区

開　催　区	会　場
赤岩、片羽、桜井、大石、中屋敷、別府、原口、聖、乙女平、王子平	各区公民館

２　内容

映画観賞と話し合いを主とした学習会

３　事前打ち合わせ

学習会をより有意義なものにするため、開催月の２か月前に地区ごとの事前打ち合わせ会議を行いますので、区役員・分館役員・ＰＴＡ役員等の参加にご配慮ください。

４　参加者への周知

開催日の１か月前までに各区の区長・分館長を通じて参加者への周知をご依頼いたします。お手数をおかけしますが、分館役員等と連携をとっていただき、大勢の区民の皆さまに参加いただきますようご協力をお願いします。

５　問い合わせ

人権同和政策課 人権同和政策係（東部人権啓発センター内）　電話：64-5902

地域役員選出における男女共同参画の推進について

市では、社会のあらゆる場における方針の立案や決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるよう、男女共同参画推進条例及び同基本計画を策定し、個別の施策を展開する中で推進を図っているところです。

基本計画では、区の運営に男女が協力して携われるよう地域役員における女性参画割合を20%にすることを目標としていますが、現状は下記のグラフの通りです。

つきましては、地域役員選出の際には、性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう、ご配慮とご協力をお願いいたします。

1　市からのお願い

女性の参画を促すため区長会や地域づくりの会等に、資料提供や相談をさせていただきます。

また、男女共同参画に係る東御市生涯学習出前講座もありますので区の役員会時等にご利用ください。

参考　令和７年地域役員の女性参画率

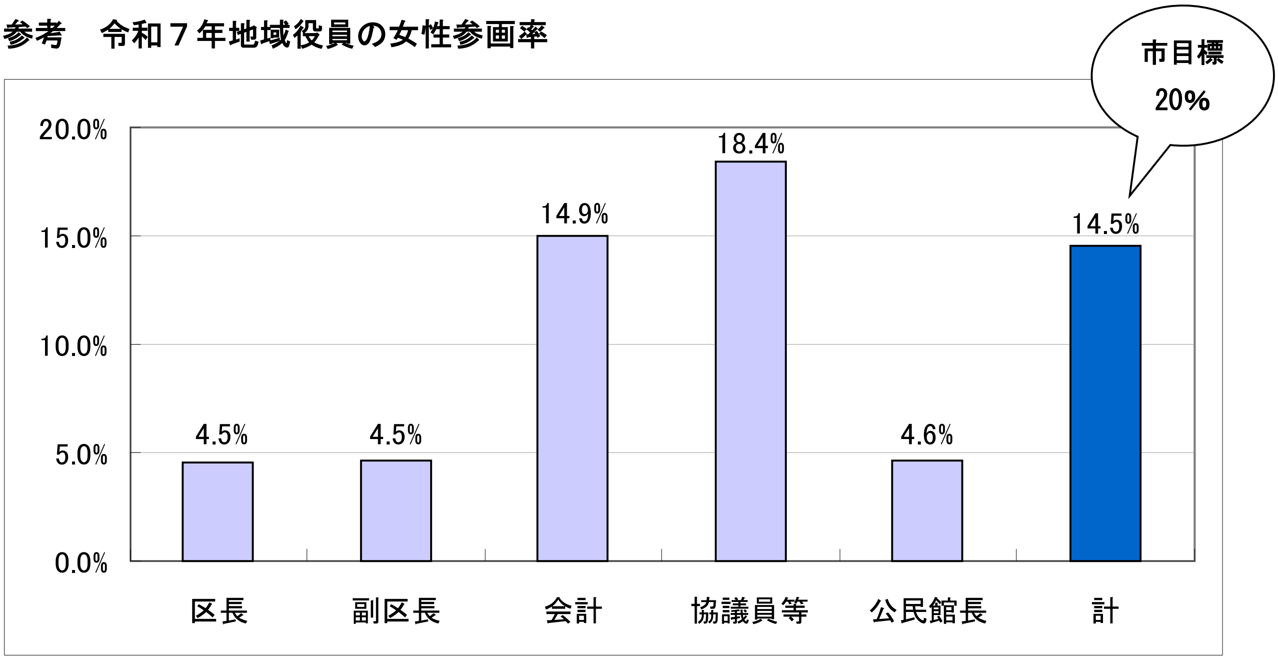

2　問い合わせ

人権同和政策課 男女共同参画係（東部人権啓発センター内）　電話：64-5902

(4)－ク

市内における開発事業について

1　開発事業に係る届出について

「東御市環境をよくする条例」では、市内における開発事業（工場建設や分譲地造成等）について、市への届出を義務付けています。

事業者は事業着手前に、計画地における区等の長及び利害関係を有する区、並びに周辺利害関係者に対し、事業計画を説明するとともに、計画の確認または同意を得たことがわかる書面を届出書に添付することとしています。

※太陽光発電施設の設置にあたっては、長野県および市への届出が必要です。

また、設置に関する判断基準については、市ホームページに掲載している「太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気事業）設置に関するガイドライン」をご確認ください。

2　区等の対応について

事業者から開発事業を行いたいと申出や相談があった場合、別紙「開発事業計画における確認項目の例示」等を参考に事業計画の確認をお願いします。

また、事業内容に応じて事業者に対し、説明会の開催を要請することができます。

内容に問題がなければ、事業計画同意・確認書（市様式）に署名押印をお願いします。

どのように対応すればよいか迷う場合は、市生活環境課へご相談ください。

3　開発事業の計画から完了までの流れ

事業の計画から完了までの流れは下図のとおりです。

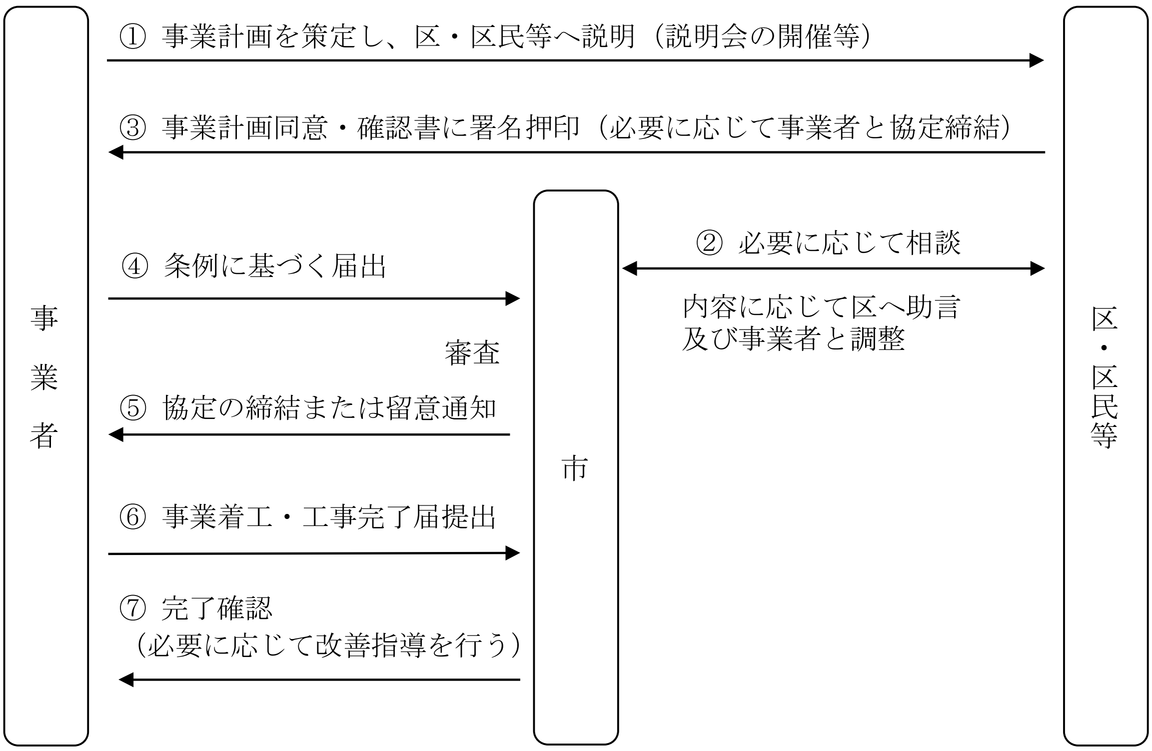

＜解説＞

① 事業計画を策定し、区・区民等へ説明（説明会の開催等）【事業者→区・区民等】

⇒事業者は事業計画を区・区民等へ説明します。
区は事業内容に応じて、事業者に対し説明会の開催を要請することができます。

② 必要に応じて相談　【区・区民等→市】

⇒判断に迷う場合は市へ相談してください。
市は内容を伺い、区へ助言、事業者との調整等を行います。

③ 事業計画同意・確認書に署名押印　【区・区民等→事業者】

⇒区・区民等は、問題がなければ事業計画同意・確認書に署名押印してください。
必要に応じて区と事業者間で協定を締結することもご検討ください。

④ 条例に基づく届出　【事業者→市】

⇒事業者は着工 60 日前までに市へ、東御市環境をよくする条例に基づく届出をします。

⑤ 協定の締結または留意通知　【市→事業者】

⇒市は各種基準と届出内容を照合し、問題なければ市と事業者間で協定締結または留意事項を通知します。

⑥ 事業着工・工事完了届提出　【事業者→市】

⇒事業者は事業を着工し、完了後には完了届を提出します。

⑦ 完了確認（必要に応じて改善指導を行う）　【市→事業者】

⇒市は、事業者からの完了届受理後に完了確認を行い、届出内容と相違がある場合は事業者へ改善を指導します。

4　問い合わせ

生活環境課 生活環境係（市役所本館 1 階）　電話：64-5896

【別紙】

開発事業計画における確認項目の例示

確認項目	チェック
●事業者、施工業者が明確か？ （例　・名称、住所、連絡先等は明示されているか？　等）	□
●隣地及び周辺に災害の危険はないか？ （例　・計画地付近の特性（土砂崩れが多い箇所等）を踏まえ、 安全対策を十分に講じているか？　等）	□
●工事中または事業運営中の安全対策はどうか？ （例　・容易に工事現場へ立ち入れないようになっているか？　等）	□
●雨水排水処理は地域特性（土質等）を踏まえた計画か？ **また、放流する場合は流末まで適切に処理できる計画か？** （例　・地下浸透または放流で隣地に影響が出ないか？　等）	□
●工事日程は無理のない計画になっているか？ （例　・あまりにも短期間または長期間の工事ではないか？　等）	□
●緊急時の体制や対応は問題ないか？ （例　・緊急時にはすぐ駆けつけられる体制であるか？ ・緊急連絡先が明示されているか？　等）	□
●ごみステーションはどこのものを使用するか？ （例　・新設するのか既設のものを使用するのか？ ・独自にごみステーションを設け、自身で処理を行うか？　等）	□
●区として事業者等に遵守させる事項を伝え、必要に応じ協定を締結しているか？ （例　・道路保護及び事故防止のため、農道、通学路を使用しない ・夜間の工事はしない ・区費の納入やごみ当番について ・定期的な草刈りや区内一斉清掃の協力について　等）	□
●事業により影響を及ぼすおそれのある区及び区民（周辺利害関係者）との合意形成が図られているか？ （例　・計画に反対の区民はいるか？反対の理由は何か？ ・反対の区民に対して事業者の対応はどうか？　等）	□
●区役員または区民への説明は行ったか？ （例　・評議委員会等にかけ、計画を区民へ知らせたか？　等） ※事業内容に応じて事業者等へ説明会の開催を要請してください。	□
●説明会での区民等の意見は、最終計画に反映されているか？ （例　・区民等の意見、要望に対し、真摯に対応したか？　等）	□

※本確認項目は一例です。区の実情に応じて確認項目を加除してください。

地域で取り組む環境保全活動について

「東御市環境をよくする条例」では、市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民・事業者・市の責務を定め、それぞれ協力し、環境保全に取り組むこととしています。

自治推進委員（区長）及び環境推進委員長の皆様には、地域が主体的に行う環境保全活動等のリーダーとして、実情に応じた環境美化の推進をお願いします。

１　「東御市まちをきれいにする月間」について

市では６月の「環境月間」を「東御市まちをきれいにする月間」と位置づけ、全市的な環境保全活動を展開します。区内のごみ拾いや外来植物の駆除など一人でも多くの方の参加にご協力をお願いします。

２　特定外来生物（植物）の駆除について

市内各所でアレチウリなどの特定外来植物の繁茂が目立っており、これらの植物は在来種を駆逐し、地域本来の美しい自然環境を乱すとともに、景観の悪化や交通の支障等を招きます。**各区における駆除に積極的なご協力をお願いします。**

なお、アレチウリなどの特定外来植物駆除に関する相談や、駆除用除草剤の支給、噴霧器の貸出を行っておりますので、生活環境課にお問い合わせください。

３　環境保全活動に伴う貸出物品について

市では、軽トラック、刈払機などの各種備品の貸出を行っております。ご活用にあたっては、地域づくり支援課（中央公民館２階）電話：75-5506 までお問い合わせください。

４　ごみの不法投棄、違法な野焼き（野外焼却）の防止

ごみの不法投棄と違法な野焼きは、個人のモラルが問われる問題ですが、不法投棄と違法な野焼きに対し「市民全員が監視者」となり、きれいなまちを目指しましょう。

不法投棄への対応について

悪質で事件性の高い不法投棄は、市及び警察で調査をしますので、現場には手を付けずに、市生活環境課まで通報してください。
なお、投棄者不明の場合は土地所有者による処理が原則です。
土地所有者等が不明の場合は市へご相談ください。

野焼き禁止の例外について

農業を営む上でやむを得ない野焼きや軽微な落ち葉焚きなどは野焼き禁止規定の例外ですが、住宅の近くでは燃やさない、近所で洗濯物を干している時は燃やさない、隣近所に一声かける、風向きを考える等、周囲への配慮を周知願います。

５　問い合わせ

生活環境課　生活環境係（市役所本館１階）　電話：64-5896

(4)－コ

2026 雷電まつり踊り連参加のお願いについて

１　雷電まつりについて

雷電まつりは「市民の総参加・総和楽」の精神の下、地域住民のふれあいを育むことを目的として例年８月の第一土曜日に開催しております。

本年（2026 年）は、例年通りの日程ですと**８月１日（土）が開催予定日**となります。

つきましては、今後のスケジュール等を、次のとおりご案内させていただきますので、ご配意をお願いいたします。

（まつりの開催日は、長野県知事選挙の日程によって変更になる可能性があります。あらかじめご承知ください。）

２　今後のスケジュール等（予定）

(1) 開催日等について

５月中旬までに「開催日」「開催方針」などを決定し、ご案内させていただく予定です。

(2) 参加申し込みについて

開催日等決定次第、各区へ「参加のご案内」、「参加申込書」などをお送りしますので、参加申込書に参加の有無や参加人数等を記入していただき、申込期限（６月中旬）までに提出してください。

※事務局からの申込書送付から申込期限までの期間が短くなっておりますので、各区におきましては事前に踊り連参加の可否をご相談ください。

(3) 踊り講習会について

７月上旬より、東御市第一体育館及び北御牧ふれあい体育館において「踊り講習会」を全４回開催いたします。日程の詳細は、参加申込書の送付に併せてご案内いたしますので、多くの皆様のご参加をお願いいたします。（踊りインストラクターの各区への派遣は行っておりません。）

(4) その他

ア　今年も例年どおり特別賞を用意する予定です。

イ　例年、各地区の副区長会長及び、田中区長、常田区長には、まつりの実行委員の委嘱をさせていただいております。詳細につきましては、あらためてご案内させていただきます。

ウ　複数の区が合同で踊り連を編成してご参加いただくことも可能です。
関係する区長間でご相談のうえ、お取りまとめをお願いします。

エ　その他、詳細については、下記までお問い合わせください。

３　問い合わせ先

商工観光課 商工労政係（市役所別館４階）　電話：64-5895　ＦＡＸ：64-5881